10．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法
⑴　国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法
近隣の地代や賃貸料等を参考に計算しております。
⑵　政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率
10年利付国債の平成26年３月末利回りを参考に0.640％で計算しております。
11．リース取引の処理方法
リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
12．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
キャッシュ・フロー計算書における資金は、手許現金及び随時引き出し可能な預金からなっております。
13．消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっております。
【注記事項】
〔貸借対照表関係〕
１．運営費交付金の国からの財源措置から充当されるべき賞与の見積額
406,080,236円
２．運営費交付金の国からの財源措置から充当されるべき退職給付の見積額
16,318,275,356円
※３．〔金融商品の状況及び時価等の関係〕
⑴　金融商品の状況に関する事項
当法人は、資金運用については、預金及び公債に限定し、金融機関からの借入により資金を調達しております。
未収債権等に係る顧客の信用リスクは、会計細則等に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、公債のみを保有しており株式等は保有しておりません。
借入金の使途は労働安全衛生融資業務に係る貸付金財源の借換資金であり、主務大臣により認可された資金計画に従って、資金調達を行っております。
⑵　金融商品の時価等に関する事項
期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴現金及び預金	100,922,003,141	100,922,003,141	—
⑵医業未収金	44,195,732,085	44,195,732,085	—
⑶有価証券及び投資有価証券	20,947,008,168	20,980,868,700	33,860,532
（満期保有目的債券）	3,047,008,168	3,080,868,700	33,860,532
（譲渡性預金）	17,900,000,000	17,900,000,000	—
⑷未収金	1,073,620,329	1,073,620,329	—
⑸長期性預金	5,200,000,000	5,199,902,457	△　97,543
⑹融資資金貸付金	517,641,167	517,641,167	—
⑺援護資金貸付金	6,700,741	6,700,741	—
⑻破産更生債権等	131,561,120	131,561,120	—
⑼未払賃金代位弁済求償権	6,997,404,326	6,997,404,326	—
⑽１年以内返済長期借入金	(1,641,816,000)	(1,641,816,000)	(—)
⑾買掛金	(11,799,660,058)	(11,799,660,058)	(—)
⑿未払金	(21,024,404,457)	(21,024,404,457)	(—)

㈱　負債に計上されているものは、(　) で示しております。
（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券等に関する事項
⑴現金及び預金、⑵医業未収金、⑷未収金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
⑶有価証券及び投資有価証券
満期保有目的債券の時価については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。
譲渡性預金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。
⑸長期性預金
長期性預金のうち、コーラブル預金の時価については、取引先金融機関から提示された価格によっております。それ以外の預金の時価については、元金利の合計を同様の新規預入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
⑹融資資金貸付金、⑺援護資金貸付金、⑻破産更生債権等、⑼未払賃金代位弁済求償権
これらについては、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。
⑽１年以内返済長期借入金、⑾買掛金、⑿未払金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
〔資産除去債務に関する事項〕
４．貸借対照表に計上している以外の資産除去債務
水質汚濁防止法上の特定施設に該当する当法人の病院敷地について、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染調査が義務付けられておりますが、その履行時期が明らかになっていないものについては、これらの債務履行に係る費用を合理的に見積もることができないため、当該義務に係る資産除去債務を計上しておりません。
〔損益計算書関係〕
※５．医療事業費　経費の内訳

謝金	17,152,424,320円
光熱水費	4,879,779,200円
修繕費	2,068,038,850円
賃借料	4,003,593,831円
雑役務費	8,438,142,828円
業務委託費	17,976,322,093円
その他	10,101,615,017円
計	64,619,916,139円

※６．医療事業費　材料費の内訳

薬品費	36,521,857,433円
診療材料費	23,470,553,522円
医療消耗備品費	9,313,433,624円
その他	932,378,793円
計	70,238,223,372円